

2019年9月11日

お取引先各位

## 消費税法改定に伴う対応のお知らせ

アディッシュ株式会社

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 4 月の消費税法改定に則り、2019 年 10 月 1 日より消費税及び地方 消費税の合計税率(以下、消費税率)が 10%に引き上げられます。

つきましては、弊社における消費税及び地方消費税(以下、消費税)の取り扱いを、 経過措置が適用されるものを除き、下記のとおりとさせていただきますので、何卒ご 理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 消費税率改定について

## 1. 消費税率の変更

引き渡し、または役務の提供が、改正法施行日(2019 年 10 月 1 日)より前に実施された場合は、消費税率 8%を適用し、施行日以後の場合は、消費税率 10%を適用いたします。

- 2. 前払いでお支払いいただく場合の対応 2019年10月1日以降のお取引代金を前払いでお支払いいただく場合、支払日が 2019年9月30日以前であっても、経過措置が適用されるものを除き、法令に従 い新税率を適用いたします。
- 3. 請求書の消費税の記載について 弊社からお客様への請求書には、上記の取扱いに従い決定された消費税を記載させていただきます。

以上